

今なら **令和5年春の確定申告** に間に合います！

お急ぎ
ください！

締め切りは、令和4年 **10月14日**（金）です！

詳しくは、当基金までお問い合わせください

Point ①

令和4年 **10月14日**（金）までに加入申出いただくと、令和4年分の **所得控除として確定申告時に申告** できます

☎ 「9月」のご加入で **掛金2ヶ月分**（最大13.6万円）、「10月」のご加入で **掛金1ヶ月分**（最大6.8万円）

Point ②

翌年3月分までの掛金をまとめて引き落としする「**一括納付**」をお申出いただくことで、**さらに所得控除額を増やすことができます** ※一括納付には、掛金をまとめて引き落とすことによる割引制度はありません

☎ 「9月」のご加入で **掛金7ヶ月分**（最大47.6万円）、「10月」のご加入で **掛金6ヶ月分**（最大40.8万円）



人生 **100年**時代の**プラス年金**

長生きリスクに備え、将来必要なお金は今から準備！



賢く節税しながら、将来の年金を増やす には・・・

第1号被保険者の方

個人事業主、常時5人未満の従業員を雇用する診療所の歯科医師・従業員の方



国民年金の上乗せとして、歯科医師国民年金基金 に加入する

- 日本歯科医師会が設立母体となつてつくれた** 国民年金に上乗せする **公的な個人年金**
- 日本歯科医師会が運営する「**日歯年金**」に加入されている方も、重複して加入することができます
- 日本歯科医師会の会員ではない方も加入することができます

第2号被保険者の方

医療法人、常時5人以上の従業員を雇用する診療所の歯科医師・従業員の方



厚生年金の上乗せとして、個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入する

歯科医師と従業員のための **公的な個人年金**

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-11
泉館五番町ビル2F

歯 科 医 師 国 民 年 金 基 金

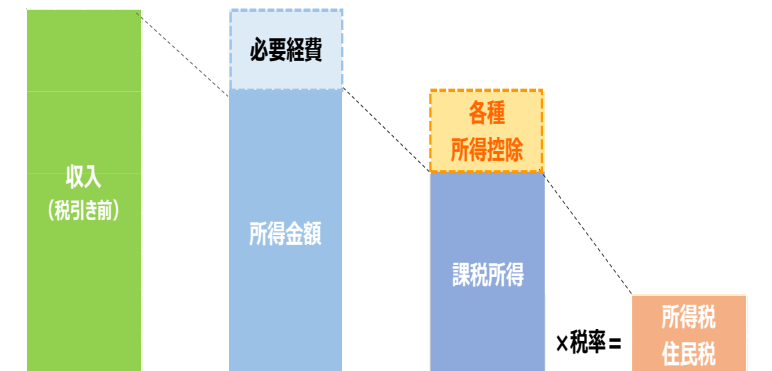


0120-155-950

令和4年分の確定申告で、所得控除額を増やしましょう！

✓ 所得控除額を増やす → 課税所得が減る → 所得税・住民税を軽減できます！

税軽減イメージ



各種所得控除の種類

社会保険料控除	国民年金
	国民年金基金 など
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済
	iDeCo (個人型確定拠出年金) ★
生命保険料控除	保険医年金 など (掛金のうち、保険料の該当する部分)
	★ 国民年金基金掛金と合わせて6.8万円/月まで加入できます



国民年金基金に加入したら、どのくらい税金を軽減することができるの？

✓ 国民年金基金の掛金は、**全額を社会保険料控除**として課税所得金額から控除することができます
【掛金月額上限：68,000円 年間最大：816,000円】

国民年金基金掛金 (816,000円/年)、国民年金保険料 (199,080円/年) ※令和4年度価額

計 約101万円で計算をしてみると…



所得税・住民税の軽減見込額



課税所得金額	合計税率	税軽減見込額
195万円以下	15.105%	約15.3万円/年
195万円超 330万円以下	20.210%	約20.5万円/年
330万円超 695万円以下	30.420%	約30.8万円/年
695万円超 900万円以下	33.483%	約33.9万円/年
900万円超 1,800万円以下	43.693%	約44.3万円/年
1,800万円超 4,000万円以下	50.840%	約51.6万円/年
4,000万円超	55.945%	約56.7万円/年

- ・ 課税所得金額とは、収入から各種所得控除額を差し引いた額です
- ・ 合計税率には、復興特別所得税・住民税率10%を含みます



加入中は、節税効果が**毎年続きます**！

さらに！

同一生計にある親族 (配偶者など) の保険料・掛金を先生が負担されると…

ご自身の社会保険料控除として申告できます → 税軽減見込額は**2倍**になります

例えば…

課税所得が1,000万円の場合の税軽減見込額 (1年あたり)

国民年金保険料 1,015,080円
国民年金基金掛金額

課税所得 1,000万円 の場合の税率 43.693%

税軽減見込額 (概算) 443,510円

実質 国民年金保険料 571,570円
国民年金基金掛金額

国民年金保険料 1,015,080円
国民年金基金掛金額

税軽減見込額 443,510円


実質 保険料・掛金額 571,570円



国民年金基金には、他にも様々なメリットがあります




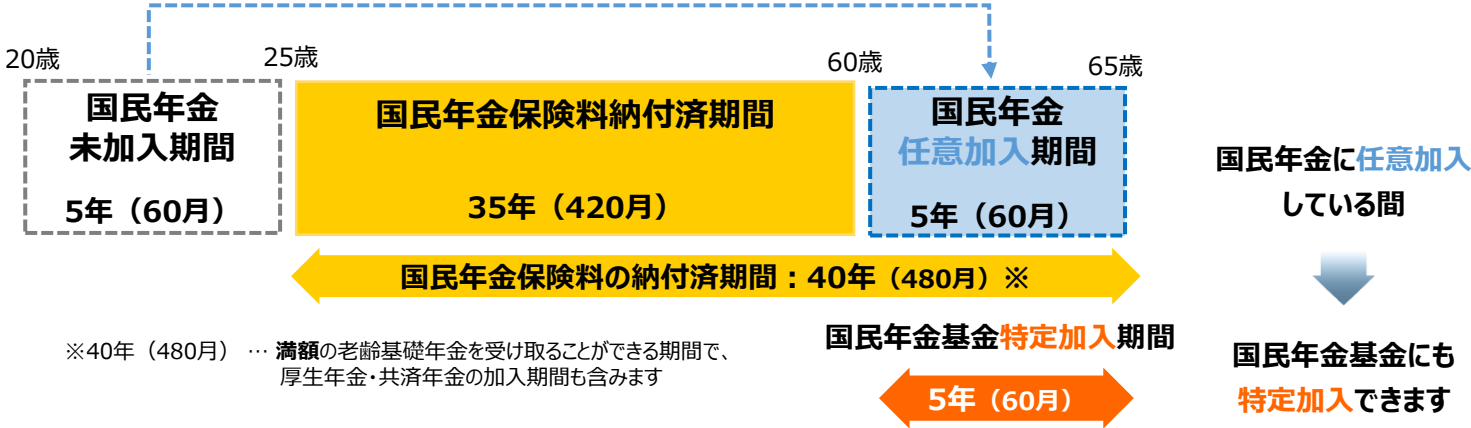
人生100年時代のプラス年金

- 1 **一生涯受け取ることのできる終身年金**で、**長生きリスク**に対応できます
受取期間の決まっている確定年金を組み合わせることができます
 - 2 **年金額は一生涯変わらない**ので、**老後資金の不足分を確実に補えます**
年**1.5%**の利息をお約束した**確定給付年金**です
 - 3 **最長65歳まで加入**することができます  **もっと詳しく見る**
基金には20歳から60歳までの間ご加入いただくことができますが、60歳以降も国民年金に任意加入されると、**最長65歳まで加入することができます**（60歳までの掛金額、年金額とは異なります）
 - 4 **加入中も受給中も税制優遇**で、**所得税・住民税を軽減**できます
支払う掛金は**全額社会保険料控除** ★
年間最大 **81万6千円**まで **所得から控除**
受け取る年金は**公的年金等控除**
年間最大 **110万円**まで **所得から控除**
ご遺族が受け取る **遺族一時金は非課税** です
- ★ **令和4年10月14日（金）**
までに加入申出いただくと、
令和4年分の控除にできます
- 5 **自由にプラン設計**できます
ライフプランに合わせて、年金額や受取期間を **自由に設計**できます
加入後も、年金プランを **見直すことができます**（増口・減口はいつでもできます）
 - 6 **掛け捨てになりません**
ご加入後、厚生年金に加入されるなどの理由で基金の加入資格を喪失されても、それまで納付いただいた掛金に応じ、将来 **年金として** お受け取りいただけます



- ① **国民年金第1号被保険者** または **任意加入被保険者** の方
(20歳以上60歳未満) (60歳以上65歳未満)
- ② **歯科診療所に従事する歯科医師** または **従業員** の方
- ③ **他の国民年金基金に加入していない方**

 過去の未加入期間分を60歳以降**任意加入**すると、**最長65歳まで国民年金基金に特定加入**できます



ご加入 & ご紹介で、こんな特典があります

中面の「ご加入いただける方」
をご確認ください

特典 1

新たに**ご加入**されると・・・

もれなく 最大5,000円分のQUOカードを差し上げます (※1)

特典 2

加入される方を**ご紹介**いただくと・・・

加入者お一人につき 最大10,000円分のQUOカードを差し上げます (※2)

ご自身が加入できない場合でも対象となります

※1・・・60歳未満で、2口目以降にも加入された場合。1口目のみ、または60歳以上で加入された場合は、2,000円分となります

※2・・・紹介により加入された方が、60歳未満で、2口目以降にも加入された場合。1口目のみ、または60歳以上で加入された場合は、2,000円分となります
加入される方をご紹介いただける方は、歯科医師の先生又は当基金の加入員・受給者に限ります



ご紹介いただいた方と**一緒に**加入されると、あなたに**最大15,000円分!**
ご紹介により加入された方にも、もちろん特典があります!



将来の年金額や税金の軽減見込額、遺族一時金額等がひと目でわかる「プラン書」をお作りいたしますので、FAX・スマートフォン等から資料をご請求いただくか、フリーダイヤル【0120-155-950】にてお問い合わせください

まずはプランを見たい

加入を検討する者を紹介します
【紹介者欄にもご記入ください】

ご本人・紹介者

フリガナ	フリガナ	男・女
お名前 (必須)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
〒	〒	
ご送付先	電話 ()	
E-mail		
ご職業	歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手・事務その他	
ご希望のプラン	プランを作成いたしますので、ご希望をお知らせください (複数回答可) <input type="checkbox"/> 月額 () 円 <input type="checkbox"/> 上限近く (掛金上限 68,000円) <input type="checkbox"/> まずはおすすめプランを見たい	

被紹介者

プラン書は、あなた様からご紹介いただいた旨を付記の上、下記のご住所宛てにお送りいたします

フリガナ	フリガナ	男・女
お名前		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
〒	〒	
ご送付先	電話 ()	
E-mail		
ご職業	歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手・事務その他	
紹介者とのご関係	配偶者・ご子息・ご息女・従業員 その他 ()	

202208 HP

ご記入のうえ、**03-3262-9298** まで
24時間受付



スマートフォンからも
ご請求いただけます



このチラシに記載されている内容は、令和4年4月時点 (税制については令和4年1月) のものであり、今後変更となることがあります
資料請求された方の個人情報は、加入のご案内、プラン書の作成、各種資料の発送のためのみに利用いたします